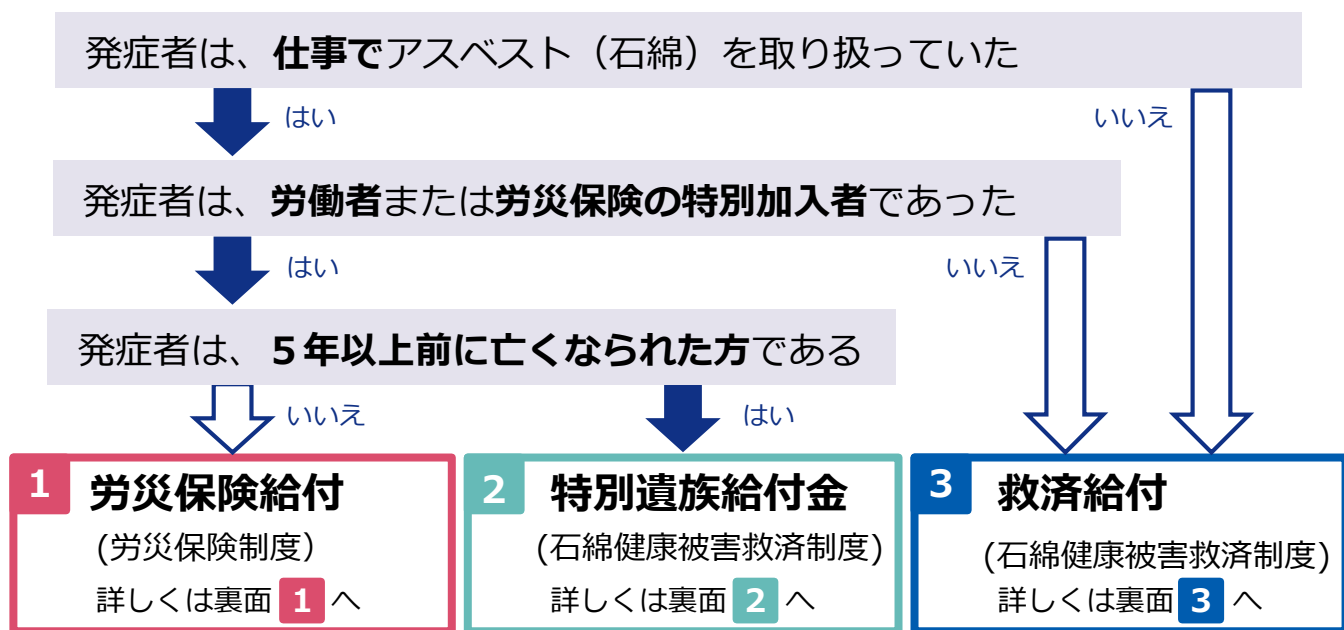


アスベスト（石綿）による疾病には 補償・救済制度が適用されます

アスベスト（石綿）による疾病とは、アスベストを吸い込むことで患う健康被害をさし、アスベストを吸ってから、数十年といった非常に長い年月をかけて発症することが大きな特徴です。（主な疾病：石綿肺・肺がん・中皮腫・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚）

発症された方の発症原因や状況などによって利用できる制度が異なりますので、下記のフローチャートを参考に、各制度の相談窓口までご相談ください。

アスベスト（石綿）が原因の病気を診断された方（発症者）について
あてはまる方へお進みください ➡ はい ⇨ いいえ



発症者が下記の条件をすべて満たす場合には

1 2 3 に加えて、「建設アスベスト給付金」を申請することができます。

- ① 特定石綿ばく露建設業務※1に従事したこと
- ② ①の業務に従事したことにより石綿関連疾病にかかったこと
- ③ 労働者や一人親方等であったこと
(またはその遺族であること) ※2

4 建設アスベスト給付金
詳しくは裏面 **4** へ

※1 特定石綿ばく露建設業務とは以下の業務を指します

- ・昭和47年10月1日～昭和50年9月30日の期間の石綿の吹き付けの作業に関する業務
- ・昭和50年10月1日～平成16年9月30日の期間屋内作業場で行われた作業に関する業務

※2 対象となるのは以下の方々です

- ・労働者
- ・家族従事者（労働者を除く）
- ・中小事業主
- ・ご遺族
- ・一人親方

各制度の相談窓口などは裏面を参照ください

各制度の概要と相談窓口

？ 相談先がわからない方はこちらへまずご相談ください

厚生労働省 労災保険相談ダイヤル ※ご利用には通話料が発生します

☎ 0570-006031 受付時間：8:30～17:00（土・日・祝・年末年始を除く）

1 労災保険給付

仕事で石綿を吸い込んだことが原因で疾病を発症した労働者やそのご遺族に、療養補償給付（疾病の治療に必要な治療費）や休業補償給付（治療のため賃金を受けられない期間に対する補償）のほか、遺族補償給付（労働者のご遺族へ年金または一時金）などを給付します。

※ 給付額は、労働者の賃金額などに応じて決定されます。

相談窓口

最寄りの労働基準監督署までご相談ください。

福井労働基準監督署

福井市開発1丁目121番地5

☎ 0776-54-7857

武生労働基準監督署

越前市中央1丁目6番4号

☎ 0778-23-1440

敦賀労働基準監督署

敦賀市鉄輪町1丁目7番3号

☎ 0770-22-0745

大野労働基準監督署

大野市弥生町1番31号

☎ 0779-66-3838

受付時間 8:30～17:15

（土・日・祝・年末年始を除く）

2 特別遺族給付金

石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、労災保険の遺族補償給付を請求できる権利が時効で失われた方に、年金または一時金を給付します。

特別遺族年金（遺族1人の場合 原則 240万円/年）

特別遺族一時金（1,200万円）

相談窓口

3 救済給付

石綿による健康被害を受けられた方やそのご遺族で、労災保険給付の対象とならない方に、医療費（指定疾病に関する医療費の自己負担分）や療養手当のほか、ご遺族へ弔慰金や葬祭料などを給付します。

※ 労災保険給付と異なり、石綿を吸い込む仕事をしていたか どうかは問いません。

相談窓口

独立行政法人環境再生保全機構

石綿救済相談ダイヤル

（通話無料）

☎ 0120-389-931

受付時間：10:00～17:00

（土・日・祝・年末年始を除く）

4 建設アスベスト給付金

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者やそのご遺族に、精神上的苦痛を受けたことへの補償に相当する給付金を支給します。

給付額 550万円 から 1,300万円 まで

※ 建設業務の従事期間が一定期間未満の方や肺がんの方で喫煙習慣があった方は、1割減額されます。

相談窓口

厚生労働省

労災保険相談ダイヤル

※ご利用には通話料が発生します

☎ 0570-006031

受付時間：8:30～17:00

（土・日・祝・年末年始を除く）

福井労働局や厚生労働省のウェブサイト、詳しい情報を掲載しています。

アスベスト（石綿）による疾病への補償・救済制度
（福井労働局）



アスベスト（石綿）情報
（厚生労働省）



アスベスト（石綿）に関するQ&A
（厚生労働省）

